

官報

号外
昭和六十年十一月十四日

○第百三回 衆議院會議録 第五号

昭和六十年十一月十四日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和六十年十一月十四日

午後一時開議

第一 日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 日本体育・学校健康センター法案

(第百二回国会、内閣提出)

午後一時八分開議

○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

日程第一 日本体育・学校健康センター法案

(第百二回国会、内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、日本体育・学校健康センター法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長阿部文男君。

日本体育・学校健康センター法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔阿部文男君登壇〕

○阿部文男君 ただいま議題となりました日本体育・学校健康センター法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合し、日本体育・学校健康センターを設立しようとするものであります。その主な内容は、

第一に、本センターは、体育の振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、体育施設の運営、児童生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすること、

第二に、センターに役員として理事長、理事及び監事を置くほか、その業務の運営に関する重要事項を審議するため運営審議会を置くこと、

第三に、センターの目的を達成するために行う業務、その他センターの財務、会計、監督及び国の補助等について所要の規定を設けること等であります。

本案は、さきの第百二回国会に提出され、六月十二日松永文部大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行い、同月十九日質疑を終了し、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。が、諸般の事情により継続審査となり、今国会に至ったものであります。

今国会におきましては、十一月十三日提案理由の説明を省略し、質疑及び討論の申し出もなく、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、前国会と同様の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

文部大臣 松永 光君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

中川 昭一君

尾身 幸次君

藤原哲太郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

大蔵委員

辞任

補欠

糸山英太郎君

自見庄三郎君

綿貫 民輔君

額賀福志郎君

逓信委員

辞任

補欠

中井 治君

藤原哲太郎君

藤原哲太郎君

中井 治君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和六十年十一月十四日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

九二

地方行政委員

辞任

江崎 真澄君
山岡 謙蔵君

補欠

仲村 正治君
伊吹 文明君

外務委員

辞任

仲村 正治君

補欠

江崎 真澄君

文教委員

辞任

稲葉 修君
白井日出男君
大島 理森君
渡辺 秀央君

補欠

渡辺 秀央君
大島 理森君
白井日出男君
稲葉 修君

農林水産委員

辞任

野呂田芳成君
若林 正俊君
串原 義直君
山口 鶴男君
榎本 和平君
北川 正恭君
竹内 猛君

補欠

榎本 和平君
北川 正恭君
竹内 猛君
辻 一彦君
野呂田芳成君
若林 正俊君
串原 義直君

運輸委員

辞任

加藤 六月君
関谷 勝嗣君
稲葉 修君
野呂田芳成君

補欠

野呂田芳成君
稲葉 修君
関谷 勝嗣君
加藤 六月君

科学技術委員

辞任

辻 一彦君

補欠

山口 鶴男君

環境委員

辞任

竹内 猛君
串原 義直君
竹内 猛君

補欠

串原 義直君
竹内 猛君

(議案提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
特定石油製品輸入暫定措置法案

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第一号)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十三日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十年十一月十三日
衆議院議長 坂田 道太殿
文教委員長 阿部 文男

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十一月十三日

農林水産委員長 今井 勇
衆議院議長 坂田 道太殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十一月十三日

衆議院議長 坂田 道太殿
農工委員長 粕谷 茂

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

六十年産さうきび生産者価格等に関する質問
主意書(瀬長亀次郎君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

八ッ場ダム建設に関する質問主意書(山口鶴男君提出)

高速自動車国道等の通行料金問題に関する質問主意書(草川昭三君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浦井洋君提出血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問主意書

血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十一月一日

提出者 浦井 洋

衆議院議長 坂田 道太殿

血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問主意書

我が国のエイズ認定患者は十一名に及び、そのうち血友病患者が五名を占めている。しかも血友病患者の中にエイズ抗体保有者が五割以上いるとの報告もあり、今後一層拡大しようとしている。血友病患者にエイズが感染したのは、血友病の治療薬である血液凝固因子製剤の九割近くが米国からの輸入で賄われている結果である。

昭和五十年に血液問題研究会が政府に、「医療に必要なすべての血液製剤は献血により確保すべ

きである」と対策を求めていたにもかかわらず、有効な手がうたれないまま輸入血液製剤の使用量だけが増えている。

また、エイズが問題となった昭和五十八年の時点でも、血友病患者が献血で血液製剤を製造するよう要求していたが、またも無視され、輸入血液製剤を使い続けたため、血友病患者にエイズが感染していったのである。

研究会の意見や患者の要求を無視して今日の事態を招いた政府の責任は、極めて大きいといわざるを得ない。

血友病患者の要求である献血での血液製剤の製造は緊急を要する課題であり、そのための計画を早急に具体化し明らかにする必要がある。

本年八月の血液事業検討委員会の中間報告では、「献血で血液凝固因子製剤を製造するため民間製薬会社の製造能力を一時活用することも考慮すべきである」としているが、献血を民間製薬会社に渡すことについては国民の十分なコンセンサスが必要とすることはもちろんのことであり、できるだけ日赤が責任をもつて製造するのが望ましいといえる。日赤が乾燥濃縮凝固因子製剤の製造能力をもっていない現在、血液が少なくすむ乾燥非濃縮製剤の製造能力を高め、濃縮、非濃縮の両製剤を併用すべきであると考ええる。

エイズ感染のこれ以上の広がりを防ぐためには、以上述べた点のほか、献血時の抗体検査、血液製剤の加熱処理の促進を早急に実施する必要がある。

政府は、四百ミリリットル採血及び成分採血を来年度から実施しようとしているが、その際にな

よりも必要なことは、国民に対して国内の必要とする血液量とそれがどのように使われるのかを明らかにするとともに、採血時及び使用時に安全性を確保することである。このことなしに国民の理解と協力は得られないものと考ええる。

以上の立場にたつて、次の事項を質問する。

一 血液製剤の使用によるエイズ感染の実状について

1 血友病患者のエイズ罹患率及びエイズ抗体保有率(保有者数)並びにエイズ関連症候群(ARC)の状態にある患者数はどれくらいか。

2 エイズ罹患率及びエイズ関連症候群状態にある患者にいかなる対策がとられているか。

二 血液製剤の安全確保について

1 我が国において血液製剤からのエイズ感染がいわれた昭和五十八年頃から今日まで、血液製剤使用によるエイズ感染防止のためどのような施策がとられてきたか。

2 諸外国で輸入禁止措置をとった例もあるが、我が国ではなぜそのような措置がとれなかったのか。

3 輸入血漿及び輸入製剤のエイズ感染防止の安全基準が設けられたことがあるか。あるとすればその内容と履行状況はどうか。

4 エイズ対策として国内血液(献血も含む)を原料とする製剤の供給拡大の措置をとったことがあるか。

5 血液製剤の投与によるエイズ発症及び関連症状について、医薬品による「副作用」として報告を求めると及び医薬品副作用被害救済基金による救済は考えられないか。

三 加熱処理製剤の安全確保について

1 加熱処理製剤によりエイズ感染率が低下するとされているが、安全性はどのように確認されているか。現在までのデータで加熱処理で製剤中のエイズウイルスは完全に不活化が確認されているのか。また蛋白変性などによる副作用についてはどうか。

2 B型血友病患者のための加熱処理凝固因子製剤の審査状況はどうなっているか。いつごろ認可となるか。

四 エイズの抗体検査及び治療について

1 エイズ抗体保有検査試薬の審査の状況と認可の見通しはどうか。

2 エイズ抗体検査試薬の薬価基準の取組とエイズ関連項目の健康保険適用については、どのように考えているか。

3 エイズ発症患者に対する治療並びに治療法の研究についてどのような措置がとられているか。過去三年間の予算額はどれくらいか。

五 血液製剤の国内自給について

1 昭和六十一年度以降五カ年間の献血目標量及び全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤として使用する量の年次ごとの計画を明らかにされたい。

2 血友病治療薬の国産化の早期実施のための具体的年次計画を明らかにされたい。また乾燥非濃縮製剤と乾燥濃縮製剤の割合はどのように考えているか。

3 日本赤十字社に対し、現在厚生省は製剤の供給に關しどのような指示をしているか。

昭和六十年十一月十四日 衆議院會議録第五号

朗読を省略した議長の報告

昭和六十年十一月十四日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

九四

4 製剤の製造のため民間製薬会社の能力の一
時活用についてどのくらいの量をどのような
方法でと考えているか。また国民及び献血者
の理解が得られると考えているか。

六 献血の安全性の確保について
1 献血のエイズ抗体検査を実施すべきだと思
うかどうか。
2 成人T細胞白血病ウイルス(ATLV)の感染
の現状と対策はどのようなものになっているか。A
TL抗体検査も実施すべきだと思うかどうか。

七 四百ミリリッター採血と成分採血について
1 四百ミリリッター採血が安全であるという
論拠を明らかにされたい。
2 国民の協力を得るためには十分な説明が必
要と考えるがどのようなことを考えている
か。

3 四百ミリリッター採血及び成分採血を安全
に実施するためには、医師をはじめとするス
タッフの充実が必要だと思いが、具体的にど
のように考えているか。
右質問する。

内閣衆質一〇三第五号
昭和六十年十一月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 坂田 道大蔵
衆議院議員浦井洋君提出血液製剤による血友病
患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浦井洋君提出血液製剤による血
友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保
に関する質問に対する答弁書

一の1について

昭和六十年十月末までに厚生省のAIDS調
査検討委員会が後天性免疫不全症候群(以下「エ
イズ」という。)と判定した患者は十一人であり、
このうち血友病患者は五人であった。

また、昭和六十年六月までに約四百人の血友
病患者について行った調査によれば、エイズ抗
体の保有率は約三十三パーセントであった。

なお、エイズ関連症候群の定義については、
いまだ確立していない状況にあるが、いわゆる
エイズ関連症候群の状態にある者の数は、エイ
ズ抗体の保有者の数より少ないものと考えられ
る。

一の2について

昭和五十九年度から、都道府県及び医療機関
の協力を得て、エイズの疑いのある患者の情報
を収集し、AIDS調査検討委員会の判断を踏
まえ、都道府県等に必要な指示を行っている。

また、昭和六十年七月には、都道府県及び医
療機関の参考にするため、患者発生時の感染
防止等に関する留意点を都道府県に通知したと
ころである。

二の1について

血液製剤によるエイズ感染防止のために、こ
れまでに次のような施策を講じてきている。

(一) 昭和五十八年度において、厚生省に後天性
免疫不全症候群(AIDS)の実態把握に関する
研究班を設置し、同研究班がエイズ診断基

準を定めた。

(二) 昭和五十八年八月に、血液製剤の輸入販売
業者に対し、エイズウイルスによる汚染のお
それのない旨の証明のある血液製剤のみを輸
入するよう指導した。

(三) 昭和五十八年十一月に、血液製剤の製造業
者及び輸入販売業者に対し、エイズウイルス
不活化のため加熱処理した凝固因子製剤の開
発について要請を行った。

なお、加熱処理第Ⅲ因子製剤の製造・輸入
申請については、優先審査を行い、昭和六十
年七月に承認を行った。

(四) 昭和六十年十月に、日本赤十字社及び都道
府県に対し、男性同性愛者等エイズハイリス
クグループからの採血を避けるため、献血時
における問診の強化を指示した。

(五) 昭和五十九年十月から、血液事業検討委員
会において、エイズ対策を含む我が国の血液
事業の諸問題について検討を行い、昭和六十
年八月に中間報告を出した。

二の2について

血液製剤は医療上不可欠なものであり、国内
における自給が十分でない現状を考慮して、輸
入禁止措置は採らなかつたものである。

二の3について

原料血漿及び血漿分画製剤の輸入に当たつて
は、加熱処理されることが明らかな一部の血漿
を除き、エイズウイルスによる汚染のおそれ
のない旨の証明があつたもののみを輸入させるこ
ととしており、現に証明書の添付がすべてなさ
れている。

二の4について

昭和六十年三月に、日本赤十字社に対し、乾
燥抗血友病人グロブリンの製造承認を行ったと
ころであり、国内血液を原料とする製剤の供給
拡大を図っている。

二の5について

血液製剤の投与によつて発症するエイズ及び
関連症状については、エイズウイルスにより汚
染された血液を原料とする製剤を用いた結果で
あり、医薬品の副作用ではないと考へてゐる。

なお、エイズの疑いのある者の情報について
は、厚生省に報告されることになっている。

三の1について

加熱処理製剤(第Ⅲ因子製剤)については、中
央薬事審議会において十分審議を行った結果、
製剤中のエイズウイルスの不活化が確認されて
いる。

また、たん白変性等による副作用について
は、動物試験及び臨床試験の結果から、非加熱
製剤と差はないことが明らかにされている。

三の2について

血友病B患者のための加熱処理凝固因子製剤
については、現在、中央薬事審議会において審
査を行っているところであり、本年中に承認さ
れる見通しである。

四の1について

エイズ抗体検査試薬については、現在、中央
薬事審議会において審査を行っているところ
であるが、新規の検査試薬であるため、承認の時
期の見通しを現段階で明らかにすることは困難
である。

四の2について

エイズ抗体検査試薬が、患者の診断、治療に有効なものとして薬事法上承認されることとなれば、健康保険法上の療養の給付の対象にしてまいりたい。

四の3について

現在、エイズについては、根治療法は確立されておらず、抗生物質、免疫賦与剤等による対症療法が行われている段階にあり、厚生省のエイズに関する研究班等において治療法を含む諸外国の情報の収集に努めているところである。

これらの研究班等に係る予算は、昭和五十八年度約四百五十万円、昭和五十九年度約八百五十万円であり、昭和六十年年度については、昭和五十九年度とはほぼ同額を予定している。

血液製剤の国内自給を高めるための年次計画については、血液事業検討委員会の中間報告の提言を踏まえ、現在、関係者と協議を行いつつ検討を進めているところである。

五の3について

現在、血液事業検討委員会の中間報告の提言を踏まえ、関係者と協議を行いつつ検討を進めているところであり、この結果を待つて、日本赤十字社に対し、必要な指示を行うこととして

五の4について

民間製薬会社の能力の一時活用の規模及び方法については、現在、関係者と協議を行いつつあるところであるが、血漿分画製剤の国内自給体制の早期確立のため必要な措置であり、国民及び献血者の理解が得られるものと考えている。

六の1について

献血された血液のエイズウイルス抗体に関する調査研究では、これまで抗体陽性者は発見されておらず、現段階では献血の血液を検査する必要があると考えているが、なお、今後の推移を慎重に見守ることとしている。

六の2について

昭和五十八年度に行われた全国の供血者における成人T細胞白血病ウイルスの抗体保有状況調査によれば、その陽性率は九州で約三パーセント、その他の地方で〇・〇八から〇・三パーセントと推定されている。

その対策としては抗体検査によるスクリーニング等が考えられるが、検査の方法及び体制の確立、陽性者への保健指導等なお検討すべき問題があり、現在検討を進めているところである。

七の1について

厚生省血液研究事業において、六年間にわたる多数の供血者の協力を得て四百ミリリットル全血採血を実施し、専門家による検討を行ったところ、副作用及びその発生率は、二百ミリリットル全血採血の場合と差はなく、安全に行えることが明らかにされている。

七の2について

四百ミリリットル採血及び成分採血を実施するため、国、地方公共団体及び日本赤十字社が一体となつて、その意義及び安全性について、普及啓発活動を行い、国民の理解と協力を得ることとしている。

七の3について

四百ミリリットル採血及び成分採血に従事する医師、看護婦等に対し、採血技術の研修等を行うことを考えている。

る医師、看護婦等に対し、採血技術の研修等を行うことを考えている。

右を答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る十二日、内閣から、衆議院議員日笠勝之君提出バラコート除草剤の保管管理等に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日本体育・学校健康センター法案

右国会に提出する。

昭和六十年二月一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

日本体育・学校健康センター法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)
- 第三章 運営審議会(第十八条―第十九条)
- 第四章 業務(第二十条―第二十七条)
- 第五章 財務及び会計(第二十八条―第三十八

条)

第六章 監督及び国の補助(第三十九条―第四

十二条)

第七章 雑則(第四十三条―第四十九条)

第八章 罰則(第五十条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要なに従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

いい、同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定に

より委託を受けた里親をいう。その他の政令で定める者を含む。以下同じ。に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

三 学校給食用物資（学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第六十八号）第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。）の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 体育、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この号において同じ。）及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項第二号の業務のほか、高等学校（特殊教育諸学校の高等部を含む）、高等専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことがで

きる。

3 センターは、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

4 センターは、前三項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

（義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約）

第二十一条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校（第四十三条及び第四十四条を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

約を付することを拒んではならない。

（共済掛金）

第二十二條 第二十條第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。（学校給食用物資の売渡価格）

第二十三條 センターは、第二十條第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

うとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）

第二十四條 センターが第四十二條第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十二條第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、センターは、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 センターは、第四十二條第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

（学校給食用物資の供給に関する制限等）

第二十五條 センターは、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 センターがその供給に要する経費につき第四十二條第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買入れ、加工し、又は保

昭和六十年十一月十四日 衆議院會議録第五号

日本体育・学校健康センター法案及び同報告書

九八

管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲り渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(高等学校の災害共済給付)

第二十六条 第二十条第二項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第二十七条 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十八条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十九条 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十条 センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

い。

(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を含め、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十二条 センターは、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 センターは、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十九条 センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、センターに対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第四十一条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに關して、第二十三条第一項、第二十七条第

一項又は第二十九条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対して、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に関し、文部大臣に対して、第三十九条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十二条 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十二條第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合において、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者
二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第四十三条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十四条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律(以下この条において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
(公課の禁止)

第四十七条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十八条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十九条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十七條第一項、第二十九條、第三十四條第一項、第二項ただし書若しくは第四項又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七條第二項、第三十六條又は第三十八條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十一条第一項又は第三十七條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第五十条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記

することを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十九條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第六條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三條から第二十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二条 文部大臣は、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員会を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしない

ければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

第六条 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時に解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府から国立競技場に対して出資された額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七条 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承

継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び日本学校健康会が日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六条第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定により解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限り)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限り)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 センターの最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和六十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「セン

ターの成立後遅滞なく」とする。

(センターに対する便宜の供与)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十二条 センターは、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

8 第一項の災害共済給付については、第四十四条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する児童」とする。

(国立競技場法等の廃止)

第十三条 次の法律は、廃止する。

一 国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)

二 日本学校健康会法

(国立競技場法等の廃止に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の国立競技場法(第十号及び第十七号を除く。)(又は日本学校健康会法(第九号及び第十八号を除く。))の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第十六条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)」を「日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第号)
---------------	---------------------------

(法人税の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加

特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合し、新たにセンターを設立することは妥当なものと認め、本案は可

昭和六十年十一月十四日 衆議院會議録第五号 日本体育・学校健康センター法案及び同報告書

決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十年度一般会計予算に、国立競技場補助等に必要経費として、約四億九百三十七万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十年十一月十三日

文教委員長 阿部 文男

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

日本体育・学校健康センター法案に対する

附帯決議

政府は、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

一 国民の体力向上と健康の保持増進を図り、スポーツの振興をより一層推進するため、体育・スポーツに関する研究と体育指導者に対する研修を一本化し、さらに国民への体育・スポーツに関する情報の提供等を併せて行う体育研究研修センター構想の具体化について所要の措置を講ずること。

二 学校環境衛生及び学校安全の改善充実を図るとともに、養護教諭の適正配置に努めること。

三 災害共済給付については、引き続き重度障害者に対する給付等の改善充実に努めること。

四 学校給食については、教育事業としての重要性を十分認識し、その実施運営について、学校給食の安全性の確保を図るとともに、質の低下を招くことのないよう適切な指導に努めること。

なお、本センターが行う学校給食用物資の供給業務については、引き続きその縮小に努めること。

五 日本体育・学校健康センターの発足に当たっては、職員の雇用及び処遇について、従前の労使間の慣行を尊重し、労働条件が低下しないよう十分配慮すること。

右決議する。

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三三(六代)

〒105

定価 一
一〇円